

かわさき里山コラボに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号。以下「条例」という。）の趣旨に鑑み、企業等の参加協力を得て里山の保全を行う、「かわさき里山コラボ」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) かわさき里山コラボ

市及び企業等が、特別緑地保全地区又は緑の保全地域に指定された公有地（以下「緑地」という。）を美しく安全な里山となるよう保全するため、条例第14条第1項に基づく保全管理計画の策定を行い、その計画に基づき里山の保全を行うこと。

(2) 企業等

かわさき里山コラボの対象団体として、市が認めた企業、教育機関等

(3) 特別緑地保全地区

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に基づき指定された土地

(4) 緑の保全地域

条例第10条第1項に基づき指定された土地

(協定)

第3条 市と企業等は、本要綱に定めるもののうち必要な事項を確認し、協定を締結する。

2 前項に定める協定の締結期間はおおむね5年以上とする。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 活動の支援や技術的な指導
- (3) 急斜面や技術的に作業が困難な場所の管理
- (4) 里山保全に関する情報の提供
- (5) 保全管理活動の広報活動
- (6) その他必要な活動

(企業等の役割)

第5条 企業等は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 社員等に向けた里山管理活動の企画実施
- (3) 自然観察会
- (4) 保全管理活動の広報・研究活動

(5) 寄付による緑地への支援

(6) その他必要な活動

(活動の計画及び報告)

第6条 市長は、企業等から、毎年度3月末日までに、次年度の活動の計画及び当該年度の活動の報告を受け、その内容の確認を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 市長は、次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

(1) 緑地等の管理上、著しく支障があると判断したとき。

(2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。

(3) 法令等に違反したとき。

(4) その他特別な理由があるとき。

2 特別な理由があるときは、市と企業等は協議の上、協定の解除をすることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に締結した覚書及び協定については、なお従前の例による。

(里山活動バージョン例)

里山保全管理活動に関する協定書

川崎市（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲の所有する〇〇〇〇〇の保全管理に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、〇〇〇〇〇（川崎市 区地内）において、当該土地の保全管理活動を実施し、当該土地の生物多様性保全を図り、市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的として、保全管理活動に必要な事項を定めるものである。

(協定の有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(保全管理活動)

第3条 甲、乙は本協定の有効期間中、次条に定める保全管理活動（以下「保全管理活動」という）を実施する。

(保全管理活動の内容)

第4条 甲、乙が行う保全管理活動は、以下の通りとする。

甲

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 活動の支援や技術的な指導
- (3) 急斜面や技術的に作業が困難な場所の管理
- (4) 里山保全に関する情報の提供
- (5) 保全管理活動の広報活動
- (6) その他必要な活動

乙

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 社員等に向けた里山管理活動の企画実施
- (3) 自然観察会
- (4) 保全管理活動の広報・研究活動
- (5) その他必要な活動

乙の活動の具体的な内容については、甲の協力のもと、乙が自ら定めるものとする。

(活動の計画及び報告)

第5条 乙は実施する保全管理活動について、毎年3月末日までに甲に次年度の活動

計画書及び当該年度の活動報告書を提出するものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は、乙の活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 市長が保全地域等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

(履行)

第7条 甲、乙は、本協定書の各事項について誠意をもって履行するものとする。

(その他の事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 印

乙
印

里山保全管理活動に関する協定書

川崎市（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲の所有する〇〇〇〇〇の保全管理に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、〇〇〇〇〇（川崎市 区地内）において、当該土地の保全管理活動を実施し、当該土地の生物多様性保全を図り、市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的として、保全管理活動に必要な事項を定めるものである。

（協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（市への寄附による参加協力）

第3条 乙は、甲に対し本協定の有効期間中、以下の活動に対し、寄附するものとする。

2 前項に定める寄附は、年額〇〇〇〇〇〇円とし、乙は甲が指定する納付書により支払うものとする。

（活動の内容）

第4条 甲、乙が行う保全管理活動は、以下の通りとする。

甲

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 保全管理活動の広報活動
- (3) その他必要な活動

乙

- (1) 保全管理活動の広報・研究活動
- (2) その他必要な活動

乙の活動の具体的な内容については、甲の協力のもと、乙が自ら定めるものとする。

（協定の解除）

第5条 甲は、乙の活動が次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 市長が保全地域等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) その他特別な理由があるとき。

(履行)

第6条 甲、乙は、本協定書の各事項について誠意をもって履行するものとする。

(その他の事項)

第7条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 印

乙
印